

帝國議會衆議院規則

衆議院規則(明治 23 年 12 月 1 日議決)

第一章 成立

第一條 議員ハ召集ノ詔書ニ指定シタル期日ノ午前九時衆議院ニ集會スヘシ

(改正第 50 回帝國議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

第一條 議員ハ召集ノ勅諭ニ指定シタル期日ノ午前九時衆議院ニ集會スヘシ

第二條 集會シタル議員ハ當選證書ト俱ニ名刺ヲ事務局ニ通スヘシ書記官ハ當選人名簿ニ各員ノ當選證書ヲ對照スヘシ

第三條 午前十時ニ至リ集會シタル議員總議員三分ノ一ニ達シタルトキハ議員ハ議長候補者ノ選舉ヲ行フヘシ

(改正第 50 回帝國議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

第三條 午前十時ニ至リ集會者總議員三分ノ一ニ充テタルトキハ議員ハ議長候補者ノ選舉ヲ行フヘシ

第四條 議長候補者ノ選舉ハ無名投票ヲ以テシ候補者三名ヲ連記スヘシ

第五條 議員ハ點呼ニ應ジ議長席ノ前ニ設ケタル投票函ニ投票ヲ投入シ其ノ名刺ヲ名刺函ニ投入スヘシ

現在議員投票ヲ終リタルトキハ書記官長ハ投票函ノ閉鎖ヲ宣告スヘシ閉鎖宣告ノ後ハ投票スルコトヲ許サス

第六條 投票終リタルトキハ書記官長ハ書記官ヲシテ直ニ投票ヲ計算シ之ヲ點檢セシム投票ノ數名刺ノ數ニ超過シタルトキハ更ニ投票ヲ行ハシムヘシ但シ選舉ノ結果ニ異動ヲ及ボササルトキハ此ノ限ニ在ラス

(改正第 50 回帝國議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

第六條 投票終リタルトキハ書記官長、書記官ト俱ニ議員ノ面前ニ於テ投票ノ數ヲ計算シ投票ノ數名刺ノ數ニ超過シタルトキハ更ニ投票ヲ行ハシムヘシ

第七條 投票ノ點檢終リタルトキハ書記官長各候補者ノ得點ヲ議員ニ報告シ投票ノ過半数ヲ得タル者ヲ以テ當選人トス

第八條 投票ノ過半数ヲ得タル者ナキトキ又ハ過半数ヲ得タル者三人ニ滿タサルトキハ最多數ノ投票ヲ得タル者ニ就キ選舉スヘキ定員ノ倍數ヲ取り決選投票ヲ行ヒ多數ヲ得タル者ヲ以テ當選人トス

同數者二人以上アルトキハ年齢多キ者ヲ取り年齢同シキトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

(改正第 50 回帝國議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

第八條 投票ノ過半数ヲ得タル者ナキトキ又ハ過半数ヲ得タル者三人ニ滿タサルトキハ最多數ノ投票ヲ得タル者ニ就キ選舉スヘキ定員ノ倍數ヲ取り決選投票ヲ行ヒ多數ヲ得タル者ヲ以テ當選人トス

同數者二人以上アルトキハ年長ヲ取り同年月ナルトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

第九條 當選人ニシテ當選ヲ辭スル者アルトキハ更ニ其ノ選舉ヲ行フヘシ

第十條 議長候補者ノ選舉終リタルトキハ副議長候補者ノ選舉ヲ行フヘシ

副議長候補者ノ選舉ハ議長候補者選舉ノ例ニ同シ

第十一條 議長候補者ハ副議長候補者ニ選舉セラルルコトヲ得

(改正第 50 回帝國議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

第十一條 議長候補者ハ副議長候補者ニ選舉セラルルコトヲ得

第十二條 選舉ニ付疑義ヲ生スルトキハ書記官長ハ集會シタル議員ニ諮ヒ之ヲ決スヘシ

(改正第 50 回帝國議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

第十二條 選舉ニ付キ疑義ヲ生スルトキハ書記官長ハ集會シタル議員ニ諮ヒ之ヲ決スヘシ

第十三條 議長副議長ノ候補者定マリタルトキハ書記官長ハ内閣總理大臣ヲ經由シテ之ヲ奏上スヘシ

第十四條 議長副議長任命ノ翌日午前九時議員ハ議場ニ集會スヘシ

書記官長ハ議長及副議長ヲ議院ニ紹介シ議長ヲ導キテ議長席ニ著カシムヘシ

第十五條 議員ノ議席ハ每會期ノ始ニ於テ議長之ヲ定ム但シ必要ト認ムルトキハ之ヲ變更スルコトヲ得

議席ニハ各號數及氏名標ヲ付ス

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

第十五條 議員ノ議席ハ每會期ノ始ニ於テ議長之ヲ定ム但シ必要ト認ムルトキハ之ヲ變更スルコトヲ得
議席ニハ各號數ヲ付ス

(改正第 21 回帝国議會明治 37 年 12 月 1 日議決)

第十五條 議長ハ議長席ニ著キタルノ後書記官ヲシテ抽籤セシメ總議員ノ議席及部屬ヲ定ム

第十六條 議長ハ議席ヲ指定シタル後書記官ヲシテ抽籤セシメ議員ノ部屬ヲ定ム

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

第十六條 議長ハ議場ニ於テ議員ノ議席ヲ報告シタル後書記官ヲシテ抽籤セシメ議員ノ部屬ヲ定ム

(改正第 21 回帝国議會明治 37 年 12 月 1 日議決)

第十六條 議員ノ議席ハ每會期ニ之ヲ定メ各席ニ號數ヲ付ス

第十七條 議員ノ部屬ハ每會期ニ之ヲ定メ各部ニ號數ヲ付ス

總議員ヲ九部ニ配分シ均分スルコト能ハサルトキハ第一部ヨリ以下毎部一員ヲ加フヘシ

議長副議長ハ部員ノ中ニ入ラス

第十八條 臨時會ニ於テハ前會ノ議席及部屬ヲ繼續スヘシ

第十九條 各部ハ年長部員ヲ以テ管理者トシ無名投票ヲ以テ部員中ヨリ部長一名ヲ互選シ其ノ最多數ヲ得タル者ヲ以テ當選人トス

最多數ヲ得タル者同數者二人以上アルトキハ第八條第二項ノ例ニ依ル

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

第十九條 各部ハ年長部員ヲ以テ管理者トシ無名投票ヲ以テ部員中ヨリ部長一名ヲ互選シ其ノ最多數ヲ得タル者ヲ以テ當選人トス

最多數ヲ得タル者同數者二人以上アルトキハ年長ヲ取り同年月ナルトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

第二十條 部長ハ部ノ事務ヲ整理ス

第二十一條 各部ハ部員中ヨリ理事一名ヲ互選ス

理事ノ互選ハ部長互選ノ例ニ同シ

第二十二條 理事ハ部長ヲ輔ケ部長故障アルトキハ之ヲ代理スヘシ

第二十三條 議席及部屬定マリタルトキハ議長ハ議院ノ成立シタルコトヲ政府及貴族院ニ通知スヘシ

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

第二十三條 議席及部屬定マリタルトキハ議長ハ議院成立ノ由ヲ政府及貴族院ニ通報スヘシ

第二十四條 議員一任期ノ第二會期以後ニ於テハ召集ノ期日午前十時ニ至リ議員總數三分ノ一ニ達シタルトキハ議席及部屬ヲ定メタル後議院ノ成立シタルコトヲ政府及貴族院ニ通知スヘシ

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

第二十四條 議員一任期ノ第二會期以下ニ於テハ召集ノ期日ノ午前十時ニ至リ議員總數三分ノ一ニ充チタルトキハ議席及部屬ヲ定メタル後議院成立ノ由ヲ政府及貴族院ニ通報スヘシ

第二章 假議長選舉

(追加第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

第二十五條 假議長ノ選舉ハ無名投票ヲ以テ之ヲ行ヒ過半数ヲ得タル者ヲ以テ當選人トス
過半数ヲ得タル者ナキトキハ最多數ノ投票ヲ得タル者二人ニ就キ更ニ決選投票ヲ行ヒ多數ヲ得
タル者ヲ以テ當選人トス

同數者二人以上アルトキハ第八條第二項ノ例ニ依ル

議院ハ假議長ノ選舉ヲ議長ニ委任スルコトヲ得

(追加第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

第二十六條 假議長ノ選舉ヲ行フ場合ニ於テ議長ノ職務ヲ行フ者ナキトキハ全院委員長議長ノ職
務ヲ行フヘシ但シ全院委員長故障アルトキ又ハ其ノ選舉未タ施行セラレサルトキハ出席議員中
ノ年長者ヲ以テ之ニ充ツ

(追加第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

第三章 委員

第一節 通則

第二十七條 委員ノ審査ハ議院ノ付託シタル事件ノ外ニ渉ルコトヲ得ス

第二十八條 委員ハ委員會ニ於テ同一事件ニ付幾回タリトモ發言スルコトヲ得

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

第二十六條 委員ハ委員會ニ於テ同一事件ニ付幾回タリトモ發言スルコトヲ得

第二十九條 委員長ハ委員會ノ會議ヲ整理シ秩序ヲ保持ス

第三十條 委員會ノ議事ハ出席員ノ過半数ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ委員長ノ決スル所ニ依
ル

第三十一條 委員長自ラ討議ニ與カラムトスルトキハ委員中ヨリ代理者ヲ指名シ委員長席ニ著カ
シムヘシ

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

第二十九條 委員長自ラ討議ニ與カラントスルトキハ委員中ヨリ代理者ヲ指名シ委員長席ニ著カシムヘシ

第二節 全院委員

第三十二條 全院委員長ノ選舉ハ第二十五條第一項乃至第三項ノ例ニ依ル

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

第三十條 全院委員長ノ選舉ハ無名投票ヲ以テ之ヲ行ヒ過半数ヲ得タル者ヲ以テ當選人トス

過半数ヲ得タル者ナキトキハ最多數投票ヲ得タル者二人ニ就キ更ニ決選投票ヲ行ヒ多數ヲ得タル者ヲ以テ當
選人トス

同數者二人以上アルトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

選舉ニ付キ異議ヲ生スルトキハ議長之ヲ院議ニ諮ヒテ定ムヘシ

(改正第 1 回帝国議會明治 23 年 12 月 2 日議決)

第三十條 全院委員長ノ選舉ハ無名投票ヲ以テ之ヲ行ヒ過半数ヲ得タル者ヲ以テ當選人トス

過半数ヲ得タル者ナキトキハ最多數投票ヲ得タル者二人ニ就キ更ニ決選投票ヲ行フ

同數者二人以上アルトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

選舉ニ付キ異議ヲ生スルトキハ議長之ヲ院議ニ諮ヒテ定ムヘシ

第三十三條 全院委員長故障アルトキハ第一部長其ノ職務ヲ行ヒ第一部長亦故障アルトキハ順次
ニ第二部長以下之ヲ行フ

第三十四條 全院委員會ハ議長又ハ議員二十人以上ノ發議ニ由リ討論ヲ用キス議院ノ決議ヲ以テ
之ヲ開ク

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

第三十二條 全院委員會ハ議長又ハ議員十人以上ノ發議ニ由リ討論ヲ用キス議院ノ決議ヲ以テ之ヲ開ク

第三十五條 全院委員會ヲ開クコトヲ議決シタルトキハ即時ニ開會スヘシ

即時ニ開會セサルノ議決ヲ爲シタルトキハ議長開會ノ期日ヲ定メ議事日程ニ記載スヘシ

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

第三十三條 全院委員會ヲ開クコトヲ議決シタルトキハ即時ニ開會スヘシ

即時ニ開會セサルノ議決ヲ爲シタルトキハ議長ハ開會ノ期日ヲ定メ議事日程ニ記載スヘシ

第三十六條 全院委員會ヲ開クトキハ議長其ノ席ヲ退クヘシ

委員長ノ席ハ書記官長ノ席ヲ以テ之ニ充ツ

第三十七條 全院委員會ニ於ケル動議ハ一人以上ノ贊成者ヲ待チテ議題ト爲スヘシ

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

第三十五條 全院委員會ニ於ケル動議ハ一人以上ノ贊成ニ依リ議題ト爲スヘシ

第三十八條 全院委員會ハ自ラ其ノ規則ヲ議決スルコトヲ得ス

第三十九條 全院委員會議事ヲ終ルトキハ委員長ハ議長ノ復席ヲ求メ其ノ結果ヲ議院ニ報告スヘシ

第四十條 全院委員會ハ自ラ延會スルコトヲ得ス若議事終局セサルトキハ委員長ハ議長ノ復席ヲ求メ議事ノ經過ヲ議院ニ報告スヘシ

此ノ場合ニ於テハ議長ハ更ニ開會ノ期日ヲ定メ議事日程ニ記載スヘシ

第四十一條 全院委員會ニ於テ議院法若ハ議院規則ニ違ヒ議場ノ秩序ヲ紊ル者アルトキハ議長ハ委員長ノ請求ヲ待タス其ノ席ニ復シ委員會ヲ解クコトヲ得

第四十二條 全院委員會ノ議決スルコトヲ得サル事件生スルトキハ委員長ハ議長ノ復席ヲ求メ其ノ席ヲ退クヘシ

第四十三條 全院委員會ニ於テハ書記官書記官長ノ職務ヲ行フ

第三節 常任委員

第四十四條 議院ハ每會期ノ始ニ於テ左ニ列記スル常任委員ヲ選舉ス

一 豫算委員 六十三人

二 決算委員 四十五人

三 請願委員 四十五人

四 懲罰委員 二十七人

其ノ他議院ニ於テ必要ト認ムルモノ

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

第四十二條 議院ハ每會期ノ始ニ於テ左ニ列記スル常任委員ヲ選舉ス

一 豫算委員 六十三人

二 決算委員 四十五人

三 懲罰委員 二十七人

四 請願委員 四十五人

其ノ他議員ノ動議ニ依リ議院ニ於テ必要ト認ムルモノ

(改正第 17 回帝国議會明治 35 年 12 月 10 日議決)

第四十二條 議院ハ每會期ノ始ニ於テ左ニ列記スル常任委員ヲ選舉ス

一 豫算委員 四十五人

二 決算委員 二十七人

三 懲罰委員 十八人

四 請願委員 三十六人

其ノ他議員ノ動議ニ依リ議院ニ於テ必要ト認ムルモノ

(改正第 8 回帝国議會明治 28 年 2 月 5 日議決)

第四十二條 議院ハ每會期ノ始ニ於テ左ニ列記スル常任委員ヲ選舉ス

一 豫算委員 四十五人

二 懲罰委員 十八人

三 請願委員 三十六人

其ノ他議員ノ動議ニ依リ議院ニ於テ必要ト認ムルモノ

(改正第 2 回帝国議會明治 24 年 11 月 27 日議決)

第四十二條 議院ハ每會期ノ始ニ於テ左ニ列記スル常任委員ヲ選舉ス

一 豫算委員 六十三人

二 懲罰委員 二十七人

三 請願委員 三十六人

其ノ他議員ノ動議ニ依リ議院ニ於テ必要ト認ムルモノ

第四十五條 常任委員ハ各部ニ於テ無名投票ヲ以テ總議員中ヨリ選舉シ最多數ヲ得タル者ヲ以テ當選人トス同數者二人以上アルトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

各常任委員ノ選舉ハ議院ノ命スル所ニ依リ各部同時ニ之ヲ行フヘシ

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

第四十三條 常任委員ハ各部ニ於テ無名投票ヲ以テ總議員中ヨリ選舉シ最多數ヲ得タル者ヲ以テ當選人トス同數者二人以上アルトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

各常任委員ヲ選舉スルハ議院ノ命スル所ニ依リ各部同一日時ニ於テスヘシ

第四十六條 各部ニ於テ當選人定マリタルトキハ部長ハ之ヲ議長ニ報告スヘシ

第四十七條 數部ノ選舉ニ當選シタル者ハ其ノ所屬部ノ當選人トス所屬部ノ外ニ於テ數部ノ選舉ニ當選シタル者ハ部號ノ順序ニ從ヒ其ノ當選人トス

第四十八條 前條又ハ其ノ他ノ事由ニ因リ委員ニ闕員ヲ生シタルトキハ其ノ選舉シタル部ニ於テ補闕選舉ヲ行フヘシ

第四十九條 委員ニ選舉セラレタル者ハ正當ノ事由ナクシテ其ノ任ヲ辭スルコトヲ得ス

第五十條 委員長ハ無名投票ヲ以テ互選シ最多數ヲ得タル者ヲ以テ當選人トス

同數者二人以上アルトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

第五十一條 委員會ニ一名又ハ數名ノ理事ヲ置ク理事ハ無名投票ヲ以テ委員中ヨリ之ヲ互選ス委員長故障アルトキハ理事其ノ職務ヲ代理ス

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

第四十九條 委員會ハ無名投票ヲ以テ委員中ヨリ一名又ハ數名ノ理事ヲ互選シ委員會議録及其ノ他文書ノ事ヲ掌ラシム委員長故障アルトキハ理事之ヲ代理スヘシ但シ會議録及其ノ他文書ノ事ハ書記官ヲシテ之ヲ掌ラシムルコトヲ得

第五十二條 議院ニ於テ委員會ノ期日ヲ指定セサルトキハ委員長之ヲ定ム

第五十三條 委員會ハ議院ノ會議時間ニ於テ之ヲ開クコトヲ得ス但シ議院ノ許可ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラス

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

第五十一條 委員會ハ議院ノ會議時間ニ於テ之ヲ開クコトヲ得ス但シ議院ノ許可ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラス

第五十四條 委員會ハ其ノ付託ヲ受ケタル事件ニ關シ意見ヲ有スル議員アルトキハ其ノ意見ヲ聽

クコトヲ得

(改正第 50 回帝国議会大正 14 年 3 月 24 日議決)

第五十二條 委員會ハ其ノ付託ヲ受ケタル事件ニ關シ意見ヲ有スル議員アルトキハ其ノ意見ヲ聞クコトヲ得

第五十五條 委員會議録及其ノ他參考文書ノ閱覽ヲ求ムル議員アルトキハ委員會ハ審査ノ障碍ヲ生セサル限之ヲ許スヘシ但シ議院ノ外ニ携帯スルコトヲ許サス

(改正第 50 回帝国議会大正 14 年 3 月 24 日議決)

第五十三條 議員委員會議録及其ノ他參考文書ノ閱覽ヲ求ムル者アルトキハ審査ノ障碍ヲ生セサル限ハ之ヲ許スヘシ但シ議院ノ外ニ携帯スルコトヲ許サス

第五十六條 委員會ノ審査終ルトキハ報告書ヲ作り委員長ヨリ議長ニ提出スヘシ

委員會ノ決議ニ依リ委員長ハ口述ヲ以テ報告スルコトヲ得但シ議院ハ文書ノ報告ヲ求ムルコトヲ得

委員長ハ委員會ノ決議ヲ經テ其ノ報告ヲ他ノ委員ニ依託スルコトヲ得

議長ニ於テ特ニ秘密ト認ムルモノノ外委員會ノ報告書ハ印刷シテ豫メ之ヲ議員ニ配付スヘシ

(改正第 50 回帝国議会大正 14 年 3 月 24 日議決)

第五十四條 委員會ノ審査終ルトキハ報告書ヲ作り委員長ヨリ議長ニ提出スヘシ

委員會ノ決議ニ依リ委員長ハ口述ヲ以テ報告スルコトヲ得但シ議院ハ文書ノ報告ヲ求ムルコトヲ得

委員長ハ委員會ノ決議ヲ經テ其ノ報告ヲ他ノ委員ニ倚託スルコトヲ得

議長ニ於テ特ニ秘密ト認ムルモノノ外委員會ノ報告書ハ印刷シテ豫メ之ヲ議員ニ配付スヘシ

第五十七條 議院ハ期限ヲ定メ委員會ヲシテ審査ノ報告ヲ爲サシムルコトヲ得

第五十八條 委員會故ナク其ノ報告ヲ遅延スルトキハ議院ハ改メテ他ノ委員ヲ選任スルコトヲ得

第五十九條 委員會ニ於テ少數ヲ以テ廢棄セラレタル意見ヲ議院ニ提出セムトスル者出席委員三分ノ一ニ及フトキハ委員會ノ報告ト俱ニ其ノ意見書ヲ提出スルコトヲ得

(改正第 50 回帝国議会大正 14 年 3 月 24 日議決)

第五十七條 委員會ニ於テ少數ヲ以テ廢棄セラレタル意見ヲ議院ニ提出セムト欲スル者出席委員三分ノ一ニ及フトキハ委員會ノ報告ト俱ニ其ノ意見書ヲ提出スルコトヲ得

第六十條 委員會ハ委員會議録ヲ作り出席者ノ氏名表決ノ數決議ノ要領其ノ他重要ノ事件ヲ記載スヘシ

(改正第 50 回帝国議会大正 14 年 3 月 24 日議決)

第五十八條 委員會ハ委員會議録ヲ作り出席者ノ氏名表決ノ數決議ノ要領及其ノ他重要ノ事件ヲ記載スヘシ

第六十一條 委員會議録ハ委員長及理事之ニ署名シ事務局ニ保存スヘシ

第六十條 政府ニ返付スヘキ文書及所有主アルモノヲ除ク外委員ノ用ニ供シタル文書ハ其ノ任務ヲ終ヘタル後之ヲ事務局ニ保存スヘシ

(削除第 50 回帝国議会大正 14 年 3 月 24 日議決)

第六十二條 豫算委員決算委員及請願委員ハ其ノ事務ヲ捷速ナラシムル爲分テ數科ト爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テ各科ニ主査ヲ互選スヘシ

各科主査ハ議院ニ於テ委員長ノ報告ヲ補足スルコトヲ得

(改正第 50 回帝国議会大正 14 年 3 月 24 日議決)

第六十一條 豫算委員決算委員及請願委員ハ其ノ事務ヲ捷速ナラシムル爲三分テ數科ト爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ各科ニ主査ヲ互選スヘシ

各科主査ハ議院ニ於テ委員長ノ報告ヲ補助スルコトヲ得

(改正第 8 回帝国議会明治 28 年 2 月 5 日議決)

第六十一條 豫算委員及請願委員ハ其ノ事務ヲ捷速ナラシムル爲二分テ數科ト爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ

各科ニ主査ヲ互選スヘシ

各科主査ハ議院ニ於テ委員長ノ報告ヲ補助スルコトヲ得

第四節 特別委員

第六十三條 特別委員ノ數ハ九名トス但シ付託事件ノ種類ニ由リ議院ノ決議ヲ以テ之ヲ増加スルコトヲ得

第六十四條 特別委員ハ議院ニ於テ無名投票ヲ以テ連記選舉シ最多數ヲ得タル者ヲ當選人トス同數者二人以上アルトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

議院ハ特別委員ノ選舉ヲ議長ニ委任スルコトヲ得

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

第六十三條 特別委員ハ議院ニ於テ無名投票ヲ以テ連記選舉シ最多數ヲ得タル者ヲ當選人トス同數者二人以上アルトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

議院ハ特別委員ノ選舉ヲ議長又ハ各部ニ委任スルコトヲ得

第六十五條 特別委員ニ闕員ヲ生シタルトキハ其ノ選舉シタル方法ニ依リ補闕選舉ヲ行フヘシ

(追加第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

第六十六條 議院ハ特別委員ニ付託シタル事件ニ連繫スル他ノ事件ヲ併セテ之ニ付託スルコトヲ得

第六十七條 議院ハ特別委員ノ報告ヲ受ケタルノ後更ニ事件ヲ同一委員ニ付託シ又ハ他ノ委員ニ付託スルコトヲ得

第六十八條 第四十九條ヨリ第六十一條ニ至ル迄ノ規定ハ本節ニ適用ス

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

第六十六條 第四十七條ヨリ第六十條ニ至ルマテノ規定ハ本節ニ適用ス

第四章 議員資格審査

第六十九條 議員他ノ議員ノ資格ニ對シ異議アルトキハ異議申立書及其ノ副本作り署名シテ之ヲ議長ニ差出スヘシ

議長ハ異議申立書ヲ資格審査委員ニ付シ及其ノ副本ヲ被申立議員ニ送達シ期日ヲ定メ答辯書ヲ差出サシムヘシ

被申立議員天災事變又ハ疾病ニ因リ期間内ニ答辯書ヲ差出スコト能ハサリシコトヲ證明スルトキハ議長ハ更ニ期日ヲ定メ答辯書ヲ差出サシムルコトヲ得

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

第六十七條 議員他ノ議員ノ資格ニ對シ異議ヲ申立ツル者ハ異議申立書及其ノ副本一通ヲ作り署名シテ之ヲ議長ニ差出スヘシ

議長ハ申立書ヲ資格審査委員ニ付シ及其ノ副本ヲ被告議員ニ送達シ期日ヲ定メ答辯書ヲ差出サシムヘシ

被告議員天災事變及疾病ニ因リ期日内ニ答辯書ヲ差出スコト能ハサリシコトヲ證明スルトキハ議長ハ更ニ期日ヲ定メ答辯書ヲ差出サシムルコトヲ得

第七十條 議長被申立議員ノ答辯書ヲ受取りタルトキハ資格審査委員ニ付シ時日ヲ期シテ之ヲ審査セシムヘシ

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

第六十八條 議長被告議員ノ答辯書ヲ受取りタルトキハ資格審査委員ニ付シ時日ヲ期シテ之ヲ審査セシムヘシ

第七十一條 被申立議員期間内ニ答辯書ヲ差出ササルトキハ資格審査委員ハ直ニ審査ノ結果ヲ報告スルコトヲ得

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

第六十九條 被告議員期日内ニ答辯書ヲ差出サ、ルトキハ資格審査委員ハ直チニ審査ノ結果ヲ報告スルコトヲ

得

第七十二條 資格審査委員ハ必要ト認ムルトキハ議長ヲ經由シテ異議申立議員及被申立議員ヲ召喚訊問スルコトヲ得

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

第七十條 資格審査委員ハ必要ト認ムルトキハ議長ヲ經由シテ申立議員及被告議員ヲ召喚訊問スルコトヲ得

第七十三條 委員其ノ審査報告ヲ議長ニ提出シタルトキハ議長之ヲ各議員ニ配付シタル後院議ニ付スヘシ

第七十四條 被申立議員ハ自ラ議院ニ辯明シ又ハ他ノ議員ヲシテ代リテ辯明セシムルコトヲ得

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

第七十二條 被告議員ハ自ラ議院ニ辯明シ又ハ他ノ議員ヲシテ代リテ辯明セシムルコトヲ得

第五章 開議散會及延會

第七十五條 會議ハ午後一時ニ始ム但シ議長必要ト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラス

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

第七十三條 會議ハ通常午後一時ニ始ム

第七十六條 議事日程ニ掲ケタル議事ヲ終リタルトキハ議長ハ散會ヲ宣告ス

議事未タ終ラサルモ午後六時ニ至ルトキハ議長ハ議院ニ諮ハスシテ延會ヲ宣告スルコトヲ得但シ緊急ノ議事ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

第七十四條 議事日程ニ掲ケタル議事ヲ終リタルトキハ議長ハ議院ニ諮ハスシテ散會ヲ宣告ス議事未タ終ラサルモ午後六時ニ至ルトキハ議長ハ延會ヲ宣告スルコトヲ得但シ緊急ノ議事ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第七十七條 議事開始ノ時刻ニ至ルトキハ議長其ノ席ニ著キ諸般ノ事項ヲ報告シテ後ニ會議ヲ開クコトヲ宣告ス

議長開議ヲ宣告セサル間ハ何人モ議事ニ付發言スルコトヲ得ス

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

第七十五條 議事開始ノ時刻ニ至ルトキハ議長其ノ席ニ著キ諸般ノ通信ヲ報告シテ後ニ會議ヲ開クコトヲ宣告ス

議長開議ヲ宣告セサル間ハ何人モ議事ニ付キ發言スルコトヲ得ス

第七十八條 出席議員若定數ニ充タサルトキハ議長ハ相當ノ時間ヲ經テ之ヲ計算セシム計算ニ回ニ至リ仍定數ニ充タサルトキハ延會ヲ宣告スヘシ

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

第七十六條 出席議員若シ定數ニ充タサルトキハ議長ハ相當ノ時間ヲ經テ之ヲ計算セシメ計算ニ回ニ至リ仍定數ニ充タサルトキハ延會ヲ宣告スヘシ

第七十七條 議長散會延會又ハ中止ヲ宣告シタル後ハ何人モ議事ニ付發言スルコトヲ得ス

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

第七十七條 議長散會延會又ハ中止ヲ宣告シタル後ハ何人モ議事ニ付キ發言スルコトヲ得ス

第六章 議事日程

第八十條 議長ハ會議ノ終ニ於テ次會ノ議事日程ヲ議院ニ報告スヘシ

第八十一條 凡テ議院ノ會議ニ付スヘキ事件及次序並開議ノ日時ハ之ヲ議事日程ニ記載スヘシ

第八十二條 議事日程ハ官報ニ掲載シ及議員ニ配付スヘシ

第八十三條 議事日程ニ某議案ノ會議時刻ヲ定メタル場合ニ於テ其ノ時刻ニ至リタルトキハ議長ハ會議中ノ議事ヲ中止シテ時刻ヲ定メタル事件ノ會議ニ移ルヘシ

第八十四條 議事日程ニ記載シタル事件アルニ拘ラス他ノ緊急事件ニ付開議ノ動議ヲ起ス者アルトキ又ハ議長自ラ緊急事件ト認ムルトキハ討論ヲ用キシテ議院ニ諮ヒ議事日程ヲ變更スルコトヲ得

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

第八十二條 議事日程ニ記載シタル事件アルニ拘ラス他ノ緊急事件ニ付キ開議ノ動議ヲ起ス者アルトキ又ハ議長自ラ緊急事件ト認ムルトキハ討論ヲ用キシテ議院ニ諮ヒ議事日程ヲ變更スルコトヲ得

第八十五條 議事日程ニ指定シタル日ニ於テ其ノ記載事件ノ會議ヲ開クコト能ハサルトキ又ハ會議終局ニ至ラサルトキハ議長ハ更ニ其ノ日程ヲ定ムヘシ

第八十六條 貴族院ニ於テ既ニ會議ニ付シタル議案ト同一ナル事件ヲ議事日程ニ記載スルコトヲ得ス但シ兩議院ノ議決ヲ要セサルモノハ此ノ限ニ在ラス

第八十七條 貴族院ヨリ提出シタル議案ハ政府ヨリ提出シタル議案ニ次キ議事日程ニ記載スヘシ

第七章 議事

第一節 發議、動議及撤回

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

第一節 發議及動議

第八十八條 議員法律案又ハ上奏案建議案ヲ發議セムトスルトキハ其ノ案ヲ具ヘ理由ヲ附シ定規ノ賛成者ト共ニ連署シテ之ヲ議長ニ差出シ議長ハ之ヲ印刷シテ各議員ニ配付スヘシ

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

第八十六條 議員法律案又ハ上奏案建議案ヲ發議セムトスル者ハ其ノ案ヲ具ヘ理由ヲ付シ定規ノ賛成者ト共ニ連署シテ之ヲ議長ニ差出シ議長ハ印刷シテ各議員ニ配付スヘシ

第八十九條 決議ノ動議ハ二十人以上ノ賛成者ヲ待チテ議題ト爲スヘシ

(追加第 45 回帝国議會大正 10 年 12 月 27 日議決)

第九十條 議院法及此ノ規則ニ於テ特ニ規定シタル場合ヲ除ク外凡ソ動議ハ一人以上ノ賛成者ヲ待チテ議題ト爲スヘシ

第九十一條 議員ノ發議ニ係ル議案及動議ノ撤回ハ發議者全部ヨリ之ヲ請求スヘシ

前項ノ議案及動議ノ撤回ハ議題ト爲リタル後ハ議院ノ許可ヲ經ルコトヲ要ス

(追加第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

第二節 讀會

第九十二條 第一讀會ハ議案ヲ各議員ニ配付シタル後少クトモ二日ヲ隔テ之ヲ開クヘシ但シ緊急事件ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第九十三條 第一讀會ニ於テ議案ヲ朗讀シタル後國務大臣政府委員又ハ發議者ハ其ノ趣旨ヲ辯明スルコトヲ得

議員ハ議案ニ對シ疑義アルトキハ國務大臣政府委員又ハ發議者ニ説明ヲ求ムルコトヲ得

議長ハ便宜議案ノ朗讀ヲ省略セシムルコトヲ得

第九十四條 前條ノ手續ヲ終リタルトキハ政府又ハ貴族院ヨリ提出シタル議案ハ之ヲ委員ニ付託スヘシ

議院ハ委員ノ報告ヲ待チ大體ニ付討論シタル後第二讀會ヲ開クヘキヤ否ヲ決スヘシ

議員ヨリ提出シタル議案ハ大體ニ付討論シタル後第二讀會ヲ開クヘキヤ否ヲ決スヘシ若委員ニ付託スルノ動議アリテ之ヲ可決シタルトキハ其ノ報告ヲ待チ第二讀會ヲ開クヘキヤ否ヲ決スヘシ

第二讀會ヲ開クヘカラスト決シタルトキハ其ノ議案ヲ廢棄シタルモノトス

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

第九十條 前條ノ手續ヲ終リタルトキハ政府又ハ貴族院ヨリ提出シタル議案ハ之ヲ委員ニ付託スヘシ
議院ハ委員ノ報告ヲ待チ大體ニ付キ討論シタル後第二讀會ヲ開クヘキヤ否ヲ決スヘシ
議員ヨリ提出シタル議案ハ大體ニ付キ討論シタル後第二讀會ヲ開クヘキヤ否ヲ決スヘシ若シ委員ニ付託スル
ノ動議アリテ之ヲ可決シタルトキハ其ノ報告ヲ待チ第二讀會ヲ開クヘキヤ否ヲ決スヘシ
第二讀會ヲ開クヘカラスト決シタルトキハ其ノ議案ヲ廢棄シタルモノトス

第九十五條 第二讀會ハ第一讀會ヲ終リタル後少クトモ二日ヲ隔テ之ヲ開クヘシ但シ議長ハ議院
ニ諮ヒ時日ヲ短縮シ又ハ第一讀會ト同日ニ之ヲ開クコトヲ得

第九十六條 第二讀會ニ於テハ議案ヲ逐條朗讀シテ之ヲ議決スヘシ
議長ハ便宜議案ノ朗讀ヲ省略セシムルコトヲ得

第九十七條 第二讀會ニ於テハ議案ニ對シ修正ノ動議ヲ提出スルコトヲ得
議員ハ讀會ノ前豫メ修正案ヲ議長ニ提出スルコトヲ得

第九十八條 委員ノ報告ニ係ル修正ハ賛成ヲ待タスシテ議題ト爲スヘシ
(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

第九十四條 委員ノ報告ニ係ル修正ハ賛成ヲ待タスシテ議題トナスヘシ

第九十九條 議長ハ逐條審議ノ順序ヲ變更シ又ハ數條ヲ連ネ又ハ一條ヲ分割シテ討論ニ付スルコ
トヲ得但シ議員ヨリ異議ヲ申立テ三十人以上ノ賛成者アルトキハ討論ヲ用キスシテ之ヲ決スヘ
シ

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

第九十五條 議長ハ逐條審議ノ順序ヲ變更シ又ハ數條ヲ連ネ又ハ一條ヲ分割シテ討論ニ付スルコトヲ得但シ議
員異議ヲ提出スル者アルトキハ其ノ賛成者アルヲ待チ討論ヲ用キスシテ之ヲ決スヘシ

第一百條 第二讀會ノ終リニ於テ議院ハ修正決議ノ條項及字句ノ整理ヲ委員ニ付託シ又ハ議長ニ依
託スルコトヲ得

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

第九十六條 第二讀會ノ終ニ於テ議院ハ便宜ニヨリ議案ヲ委員ニ付託シテ修正決議ノ條項及字句ヲ整理セシム
ルコトヲ得

第一百一條 第三讀會ハ第二讀會ノ後少クトモ二日ヲ隔テ之ヲ開クヘシ但シ議長ハ議院ニ諮ヒ時日
ヲ短縮シ又ハ第二讀會ト同日ニ之ヲ開クコトヲ得

第一百二條 第三讀會ニ於テハ議案全體ノ可否ヲ議決スヘシ

第一百三條 第三讀會ニ於テハ文字ヲ更正スルノ外修正ノ動議ヲ爲スコトヲ得ス但シ議案中互ニ牴
觸スル事項又ハ現行法律ト牴觸スル事項アルコトヲ發見シタルトキ必要ノ修正ヲ動議スルハ此
ノ限ニ在ラス

第三節 討論

第一百四條 議事日程ニ記載シタル議題ニ對シ發言セムト欲スル者ハ會議開始前ニ豫メ其ノ氏名及
反對又ハ賛成ノ旨ヲ記シテ書記官ニ通告スルコトヲ得

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

第一百條 議事日程ニ記載シタル議題ニ對シ發言セムト欲スル者ハ會議開始ノ前ニ豫メ其ノ氏名及反對又ハ賛成
ノ旨ヲ記シテ書記官ニ通告スルコトヲ得

第一百五條 書記官ハ前條通告ノ順序ニ由リ之ヲ發言表ニ記入シ議長ニ通告スヘシ議長ハ討論ヲ始
ムルニ當リ發言表ニ依リ反對者ヲシテ最初ニ發言セシメ次ニ賛成者及反對者ヲ可成交互ニ指名
シテ發言セシムヘシ

前項ノ指名ニ應セサル者ハ通告ノ效ヲ失フ

第一百六條 通告ヲ爲ササル議員ハ通告ヲ爲シタル議員總テ發言ヲ終リタル後ニ非サレハ發言ヲ求

ムルコトヲ得ス

通告ヲ爲シタル甲方ノ議員未タ發言ヲ終ラスト雖乙方ノ議員既ニ發言ヲ終リタルトキハ通告ヲ爲ササル乙方ノ議員發言ヲ求ムルコトヲ得

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

第二百條 通告ヲ爲サ^レル議員ハ通告ヲ爲シタル議員總テ發言ヲ終リタル後ニ^アラサレハ發言ヲ求ムルコトヲ得ス

通告ヲ爲シタル甲方ノ議員未タ發言ヲ終ラスト雖乙方ノ議員既ニ發言ヲ終リタルトキハ通告ヲ爲サ^レル乙方ノ議員發言ヲ求ムルコトヲ得

第二百七條 通告ヲ爲サスシテ發言セムト欲スル者ハ起立シテ議長ト呼ヒ及自己ノ氏名ヲ告ケ議長ノ許可ヲ待テ發言スヘシ

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

第二百三條 通告ヲ爲サスシテ發言セムト欲スル者ハ起立シテ議長ト呼ヒ及自己ノ氏名若クハ番號ヲ告ケ議長ノ許可ヲ待テ發言スヘシ

(改正第 1 回帝国議會明治 23 年 12 月 19 日議決)

第二百三條 通告ヲ爲サスシテ發言セムト欲スル者ハ起立シテ議長ト呼ヒ及自己ノ氏名ヲ告ケ議長ノ許可ヲ待テ發言スヘシ

第二百八條 二人以上起立シテ發言ヲ求ムルトキハ議長ハ先起立者ト認ムル者ヲ指名シテ發言セシム

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

第二百四條 二人以上起立シテ發言ヲ求ムルトキハ議長ハ先起立者ト認ムル者ヲ指シテ發言セシメ同時ノ起立ナルトキハ議長ノ指定スル所ニ依ル

第二百九條 延會又ハ議事中止ノトキ發言ヲ終ラサル議員ハ更ニ其ノ議事ヲ始ムルトキニ於テ前ノ發言ヲ繼續スルコトヲ得

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

第二百五條 延會又ハ議事中止ノトキ發言ヲ終ラサル議員ハ更ニ討論ヲ始ムルトキニ於テ前ノ發言ヲ繼續スルコトヲ得

第二百十條 凡テ發言ハ演壇ニ於テ之ヲ爲スヘシ但シ極メテ簡單ナル發言及特ニ議長ノ許可ヲ得タルモノハ此ノ限ニ在ラス

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

第二百六條 凡テ發言ハ演壇ニ於テ之ヲ爲スヘシ但シ極メテ簡短ナル發言及特ニ議長ノ許可ヲ得タルモノハ此ノ限ニ在ラス

第二百十一條 議長ハ何時ニテモ議席ニ於テ發言スル議員ヲシテ演壇ニ登ラシムルコトヲ得

第二百十二條 討論ハ議題外ニ涉ルコトヲ得ス

第二百十三條 議員ハ同一ノ議題ニ付發言二回ニ及フコトヲ得ス但シ質疑應答ハ此ノ限ニ在ラス

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

第二百九條 議員ハ同一ノ議題ニ付キ發言二回ニ及フコトヲ得ス但シ質疑應答又ハ注意ノ喚起ハ此ノ限ニ在ラス

第二百十四條 委員長又ハ報告者ハ其ノ報告ノ趣旨ヲ辯明スル爲ニ數回ノ發言ヲ爲スコトヲ得

國務大臣政府委員發議者及動議者ハ議案又ハ發議動議ノ趣旨ヲ辯明スル爲ニ數回ノ發言ヲ爲スコトヲ得

第二百十五條 資格ニ付異議ヲ申立ラレタル議員又ハ懲罰事犯アリト告ケラレタル議員ハ辯明ノ爲ニ數回ノ發言ヲ爲スコトヲ得

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

第百十一條 資格ニ付キ異議ヲ申立ラレタル議員又ハ懲罰事犯アリト告ケラレタル議員ハ辯明ノ爲ニ數回ノ發言ヲ爲スコトヲ得

第百十六條 會議ニ於テ意見書又ハ理由書ヲ朗讀スルコトヲ得ス但シ引證若ハ報告ノ爲ニ簡單ナル文書ヲ朗讀スルハ此ノ限ニ在ラス

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

第百十二條 會議ニ於テ意見書又ハ理由書ヲ朗讀スルコトヲ得ス但シ引證若ハ報告ノ爲ニ文書ヲ朗讀スルハ此ノ限ニ在ラス

第百十七條 議長自ラ討論ニ與カラムトスルトキハ豫メ之ヲ通告シ議席ニ著キ副議長ヲシテ議長席ニ著カシムヘシ

第百十八條 議長討論ニ與カリタルトキハ其ノ問題ノ表決ヲ終ル迄議長席ニ復スルコトヲ得ス

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

第百十四條 議長討論ニ與カリタルトキハ其ノ問題ノ表決ニ至ルマテ議長席ニ復スルコトヲ得ス

第百十九條 議長ハ討論ノ終局ヲ宣告ス

第百二十條 發言者未タ盡キスト雖議員討論終局ノ動議ヲ提出シ二十人以上ノ賛成アルトキハ議長ハ議院ニ諮ヒ討論ヲ用キスシテ之ヲ決スヘシ

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

第百十六條 發言者未タ盡キスト雖議員討論終局ノ動議ヲ提出スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ議長ハ議院ニ諮ヒ討論ヲ用キスシテ之ヲ決スヘシ

(改正第 2 回帝国議會明治 24 年 11 月 27 日議決)

第百十六條 發言者未タ盡キスト雖議員ハ討論終局ノ動議ヲ提出スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ議長ハ議院ニ諮ヒ討論ヲ用キスシテ之ヲ決スヘシ

第百二十一條 討論終局シタルトキハ質疑ハ之ヲ許サス

質疑ヲ終局セムトスルトキハ前條ノ例ニ依ル

(追加第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

第百十七條 議院規則ノ疑義ハ議長之ヲ決ス但シ議長ハ議院ニ諮ヒ之ヲ決スルコトヲ得

(第二百二十二條へ移動第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

第四節 修正

第百二十二條 議案ニ對スル修正ノ動議ハ其ノ案ヲ具ヘ議長ニ提出スヘシ

第百二十三條 議員ノ提出シタル修正案ハ委員會ノ提出シタル修正案ニ先チテ決ヲ取ルヘシ

第百二十四條 同一ノ議題ニ付數箇ノ修正案提出セラレタル場合ニ於テハ議長ハ表決ノ順序ヲ定ム其ノ順序ハ原案ニ最遠キモノヨリ先ニス若議員異議ヲ申立テ三十人以上ノ賛成アルトキハ議長ハ討論ヲ用キスシテ議院ニ諮ヒ之ヲ決スヘシ

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

第百二十條 同一ノ議題ニ付數箇ノ修正案提出セラレタル場合ニ於テ議長ハ表決ノ順序ヲ定ム其ノ順序ハ原案ニ最モ遠キモノヨリ先ニス若議員ノ異議アルトキハ其ノ賛成者アルヲ待チ討論ヲ用キスシテ之ヲ決スヘシ

第百二十五條 既ニ成立シタル修正ノ動議ハ議院ノ許可ヲ經ルニ非サレハ之ヲ撤回スルコトヲ得ス

一議員ノ撤回シタル動議ハ他ノ議員定規ノ賛成者ト共ニ之ヲ繼續スルコトヲ得

第百二十六條 修正案總テ否決セラレタルトキハ原案ニ就テ決ヲ採ルヘシ

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

第百二十二條 修正案總テ否決セラレタルトキハ原案ニ就テ決ヲ取ルヘシ

第百二十七條 修正案原案共ニ過半數ノ賛成ヲ得サル場合ニ當リ議院ニ於テ廢棄スヘカラサルモ

ノト議決スルトキハ特ニ委員ヲシテ其ノ案ヲ起サシメ會議ニ付スルコトヲ得

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

第二百二十三條 修正案原案共ニ過半数ノ賛成ヲ得サル場合ニ當リ議院ニ於テ廢棄スヘカラサルモノト議決スルトキハ特ニ委員ヲシテ其案ヲ起サシメ會議ニ付スルコトヲ得

第五節 表決

第二百二十八條 表決ノ際議場ニ現在セサル議員ハ表決ニ加ハルコトヲ得ス

第二百二十九條 議長表決ヲ採ラムトスルトキハ表決ニ付スヘキ問題ヲ議院ニ宣告スヘシ

議長問題ヲ宣告シタル後ハ何人モ議題ニ付發言スルコトヲ得ス

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

第二百五條 議長表決ヲ取ラムトスルトキハ表決ニ付スヘキ問題ヲ議院ニ宣告スヘシ

議長表決ニ付スヘキ問題ヲ宣告シタル後ハ何人モ議題ニ付キ發言スルコトヲ得ス

第二百三十條 議長表決ヲ採ラムトスルトキハ問題ヲ可トスル者ヲ起立セシメ起立者ノ多少ヲ認定シ可否ノ結果ヲ宣告スヘシ若認定シ難キトキ又ハ議員議長ノ宣告ニ對シ異議ヲ申立テ三十人以上ノ賛成アルトキハ議長ハ記名投票ヲ以テ表決ヲ爲サシムヘシ

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

第二百二十六條 議長表決ヲ取ラムトスルトキハ問題ヲ可トスル者ヲ起立セシメ起立者ノ多数ヲ認定シ可否ノ結果ヲ宣告スヘシ其ノ結果疑ハシト認ムルトキ又ハ議員議長ノ宣告ニ對シ異議ヲ申立二十人以上ノ賛成アルトキハ議長ハ書記官ニ命シ議員ノ氏名若クハ番號ヲ點呼セシメ議員ハ起立シテ可否ヲ表スヘシ點呼ノ結果ニ付キ仍議員ヨリ異議ヲ申立テ三十人以上ノ賛成アルトキハ議長ハ記名投票ヲ以テ表決ヲ爲サシムヘシ

(改正第 2 回帝国議會明治 24 年 11 月 27 日議決)

第二百二十六條 議長表決ヲ取ラムトスルトキハ問題ヲ可トスル者ヲ起立セシメ起立者ノ多数ヲ認定シ可否ノ結果ヲ宣告スヘシ其ノ結果疑ハシト認ムルトキ又ハ議員議長ノ宣告ニ對シ異議ヲ申立ル者アルトキハ議長ハ書記官ニ命シ議員ノ氏名若クハ番號ヲ點呼セシメ議員ハ起立シテ可否ヲ表スヘシ點呼ノ結果ニ付キ仍議員ヨリ異議ヲ申立テ二十人以上ノ賛成アルトキハ議長ハ記名投票ヲ以テ表決ヲ爲サシムヘシ

(改正第 1 回帝国議會明治 23 年 12 月 19 日議決)

第二百二十六條 議長表決ヲ取ラムトスルトキハ問題ヲ可トスル者ヲ起立セシメ起立者ノ多数ヲ認定シ可否ノ結果ヲ宣告スヘシ其ノ結果疑ハシト認ムルトキ又ハ議員議長ノ宣告ニ對シ異議ヲ申立ル者アルトキハ議長ハ書記官ニ命シ議員ノ氏名ヲ點呼セシメ議員ハ起立シテ可否ヲ表スヘシ氏名點呼ノ結果ニ付キ仍議員ヨリ異議ヲ申立テ二十人以上ノ賛成アルトキハ議長ハ記名投票ヲ以テ表決ヲ爲サシムヘシ

第二百三十一條 議長必要ト認ムルトキ又ハ議員三十人以上ノ要求アルトキハ起立ノ方法ヲ用キスシテ記名若ハ無名投票ヲ以テ表決ヲ爲サシムヘシ

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

第二百二十七條 議長必要ト認ムルトキ又ハ議員二十人以上ノ要求アルトキハ起立ノ方法ヲ用キスシテ記名若クハ無名投票ヲ以テ表決ヲ爲サシムヘシ

第二百三十二條 記名投票ヲ行フ場合ニ於テハ問題ヲ可トスル議員ハ白票ニ問題ヲ否トスル議員ハ青票ニ各其ノ氏名ヲ記シ投票函ニ投入スヘシ

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

第二百二十八條 記名投票ヲ行フ場合ニ於テハ問題ヲ可トスル議員ハ白色票ニ問題ヲ否トスル議員ハ青色票ニ各々其ノ氏名ヲ記シ投票函ニ投入スヘシ

第百三十三條 無名投票ヲ行フ場合ニ於テハ問題ヲ可トスル議員ハ白球ヲ問題ヲ否トスル議員ハ黒球ヲ投票函ニ投入シ同時ニ其ノ名刺ヲ名刺函ニ投入スヘシ若シ球數カ名刺ノ數ニ超過シタルトキハ再投票ヲ行フ但シ可否ノ結果ニ異動ヲ及ホササルトキハ此ノ限ニ在ラス

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

第百二十九條 無名投票ヲ行フ場合ニ於テハ問題ヲ可トスル議員ハ白球ヲ問題ヲ否トスル議員ハ黒球ヲ特ニ設ケタル函ニ投入シ同時ニ其ノ名刺ヲ名刺函ニ投入スヘシ若シ球數ト名刺ノ數ト同シカラサルトキハ再投票ヲ行フ

第百三十四條 記名又ハ無名投票ヲ行フトキハ議場ノ入口ヲ閉鎖スヘシ

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

第百三十條 點呼又ハ記名若ハ無名投票ヲ行フトキハ議場ノ入口ヲ閉鎖スヘシ

(改正第 1 回帝国議會明治 23 年 12 月 19 日議決)

第百三十條 氏名點呼又ハ記名若ハ無名投票ヲ行フトキハ議場ノ入口ヲ閉鎖スヘシ

第百三十五條 總テ投票ヲ終リタルトキハ議長ハ其ノ結果ヲ宣告スヘシ

第百三十六條 議員ハ自己表決ノ更正ヲ求ムルコトヲ得ス

第六節 豫算會議

第百三十七條 豫算委員豫算案ヲ數部ニ分割シタルトキハ每部ノ審査終ルニ從ヒ會議ヲ開クコトヲ得

豫算各部ノ議事ヲ終リタルトキハ總額ニ付確定ノ議決ヲ爲スヘシ

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

第百三十三條 豫算委員豫算案ヲ數部ニ分割シタルトキハ每部ノ審査終ルニ從ヒ會議ヲ開クコトヲ得

豫算各部ノ議事ヲ終リタルトキハ總額ニ付確定ノ議決ヲ爲スヘシ

第百三十八條 豫算ノ會議ニ於テ更ニ審査ヲ必要トスル事項ヲ發見シタルトキハ其ノ事項ヲ限り再ヒ豫算委員ニ付託シ之ヲ審査セシムルコトヲ得

第七章 議事録及速記録

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

第七章 議事録決議録及速記録

(改正第 2 回帝国議會明治 24 年 12 月 5 日議決)

第七章 議事録及速記録

第一節 議事録

第百三十九條 議事録ハ左ノ事項ヲ記載ス

- 一 議院成立及開會閉會停會ニ關スル事項及年月日時
- 二 開議延會中止及散會ノ月日時
- 三 出席國務大臣及政府委員ノ氏名
- 四 勅語及勅旨
- 五 議長及委員長報告
- 六 會議ニ付シタル議案ノ題目
- 七 議題ト爲リタル動議及動議者ノ氏名
- 八 決議ノ事項
- 九 表決及可否ノ數ヲ計算シタルトキハ其ノ數
- 十 議院ニ於テ必要ト認メタル事項

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

第百三十五條 議事録ハ左ノ事項ヲ記載ス

- 一 議院成立及開會閉會ニ關スル事項及年月日時
- 二 開議延會中止及散會ノ月日時
- 三 出席國務大臣及政府委員ノ氏名
- 四 勅語及勅旨
- 五 議長及委員長報告ノ件
- 六 會議ニ付シタル議案ノ題目
- 七 議題トナリタル動議及動議者ノ氏名
- 八 決議ノ事件
- 九 表決及可否ノ數ヲ計算シタルトキハ其ノ數
- 十 議院ニ於テ必要ト認メタル事項

第百三十六條 決議録ハ議場ノ決議ヲ記載ス

(削除第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

(追加第 2 回帝国議會明治 24 年 12 月 5 日議決)

第百四十條 議員議事録ニ記載シタル事實ニ對シテ異議アルトキハ議長ハ書記官長ヲシテ答辯セシムヘシ議員其ノ答辯ニ服セス又ハ議長ノ處置ニ對シ不服ナルトキハ議長ハ討論ヲ用キスシテ議院ノ決ヲ取ルヘシ

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

第百三十七條 議員議事録決議録ニ記載シタル事實ニ對シテ異議アルトキハ議長ハ書記官長ヲシテ答辯セシムヘシ議員其ノ答辯ニ服セス又ハ議長ノ處置ニ對シ不服ナルトキハ議長ハ討論ヲ用キスシテ議院ノ決ヲ取ルヘシ

(改正第 2 回帝国議會明治 24 年 12 月 5 日議決)

第百三十六條 議員議事録ニ記載シタル事實ニ對シテ異議アルトキハ議長ハ書記官長ヲシテ答辯セシムヘシ議員其ノ答辯ニ服セス又ハ議長ノ處置ニ對シ不服ナルトキハ議長ハ討論ヲ用キスシテ議院ノ決ヲ取ルヘシ

第百四十一條 議事録ハ議長又ハ當日ノ會議ヲ整理シタル副議長若ハ假議長及書記官長又ハ其ノ代理タル書記官之ニ署名スヘシ

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

第百三十八條 議事録決議録ハ議長又ハ當日ノ會議ヲ整理シタル副議長若ハ假議長及書記官長又ハ其ノ代理タル書記官之ニ署名スヘシ

(改正第 2 回帝国議會明治 24 年 12 月 5 日議決)

第百三十七條 議事録ハ議長又ハ當日ノ會議ヲ整理シタル副議長若ハ假議長及書記官長又ハ其ノ代理タル書記官之ニ署名スヘシ

第二節 速記録

第百四十二條 議事速記録ハ議事日程議案議事投票者氏名及諸般ノ報告其ノ他必要ナル事項ヲ掲載ス

議事ハ速記法ニ依リ速記ス

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

第百三十九條 議事速記録ハ速記法ニ依リ議事ヲ記載ス

第百四十三條 議員其ノ演説ノ參考トシテ簡單ナル文書ヲ速記録ニ掲載セムトスルトキハ議長ノ許可ヲ請フヘシ

(追加第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

第百四十四條 議院法第八十七條ニ依リ議長取消ヲ命シタル發言ハ速記録ニ記載セス

第百四十五條 演説シタル議員ハ速記録配付ノ當日午後七時迄ニ訂正ヲ求ムルコトヲ得但シ訂正

ハ字句ニ止マリ演説ノ趣旨ヲ變更スルコトヲ得ス

速記録ノ訂正ニ對シ異議ヲ申立ツル者アルトキハ議長ハ賛成者アルヲ待チ討論ヲ用キスシテ議院ノ決ヲ採ルヘシ

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

第百四十一條 演説シタル議員ハ速記録配付ノ當日午後七時迄ニ訂正ヲ求ムルコトヲ得但シ訂正ハ字句ニ止マリ演説ノ趣旨ヲ變更スルコトヲ得ス

速記録ノ訂正ニ對シ異議ヲ申立ツル者アルトキハ議長ハ賛成者アルヲ待チ討論ヲ用キスシテ議院ノ決ヲ取ルヘシ

第九章 質問

第百四十六條 議員政府ニ對スル質問ニ付國務大臣ノ答辯其ノ要領ヲ得スト認ムルトキハ議場ニ出席ヲ求メ更ニ精細ノ質問ヲ爲スコトヲ得

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

第百四十二條 議員政府ニ對スル質問ニ付國務大臣ノ答辯其ノ要領ヲ得サルトキハ議場ニ出席ヲ求メ更ニ精細ノ質問ヲ爲スコトヲ得

第百四十七條 質問ニ對スル答辯若ハ答辯ヲ爲ササル理由ニ付動議ヲ提出スルモノアリ三十人以上ノ賛成アルトキハ之ヲ議題ト爲スコトヲ得

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

第百四十三條 質問ニ對スル答辯者ハ答辯ヲ爲サル理由ニ付動議ヲ提出スルモノアリ三十人以上ノ賛成アルトキハ之ヲ議題ト爲スコトヲ得

第十章 上奏建議及議案ノ奏上

第百四十八條 議院上奏シ又ハ勅語及勅旨ニ對シ奉答ノ敬禮ヲ表セムトスルトキハ議長ハ宮内大臣ニ依リ謁見ヲ請ヒ勅許ヲ經テ後參内スヘシ

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

第百四十四條 議院上奏シ又ハ勅諭ニ對シ奉答ノ敬禮ヲ表セムトスルトキハ議長ハ宮内大臣ニ依リ謁見ヲ乞ヒ勅許ヲ經テ後參内スヘシ

第百四十九條 議院ノ建議書ハ議長ヨリ内閣總理大臣ニ呈出スヘシ

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

第百四十五條 議院ノ建議書ハ議長ヨリ内閣總理大臣ニ差出スヘシ

第百五十條 議案ヲ奏上スル場合ハ内閣總理大臣ヲ經由スヘシ

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

第百四十六條 政府又ハ貴族院ヨリ提出シタル議案ヲ可決シタルトキハ左ノ言辭ヲ用キ内閣總理大臣ヲ經由シテ奏上スヘシ

衆議院ハ兩院ノ議ヲ經タル某案ノ裁可ヲ奉請ス

第百四十七條 政府ヨリ提出シタル議案ヲ否決シタルトキハ左ノ言辭ヲ用キ内閣總理大臣ヲ經由シテ奏上スヘシ

衆議院ハ某案ニ付テ更ニ廟議ヲ盡サレムコトヲ奉請ス

第十一章 請願

第百五十一條 議院ハ請願者ノ住所職業年齢ヲ記シ各自署名捺印シタル請願書ニ非サレハ受理セス請願者自ラ署名スルコト能ハス他人ヲシテ代書セシムルトキハ代書シタル人其ノ由ヲ附記シ之ニ署名捺印スヘシ

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

第百四十八條 議院ハ請願者ノ住所身分職業年齢ヲ記シ各自署名捺印シタル請願書ニ非サレハ受理セス請願者

自ラ署名スルコト能ハス他人ヲシテ代書セシムルトキハ代書シタル人其ノ由ヲ付記シ之ニ署名捺印スヘシ

第二百五十二條 法人ノ請願書ハ代表者之ニ署名シ法人ノ印章ヲ捺スヘシ

第二百五十三條 請願書ハ普通ノ邦文ヲ用フヘシ若シ外國語ヲ用キサルヲ得サルトキハ之ニ註解ヲ附スヘシ

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

第二百五十條 請願書ハ普通ノ邦文ヲ用フヘシ若シ外國語ヲ用キサルヲ得サルトキハ之ニ註解ヲ附スヘシ

第二百五十四條 請願ヲ紹介スル議員ハ請願書ノ表紙ニ紹介議員某ト書スヘシ

第二百五十五條 請願委員ハ請願呈出ノ順序ニ依リ之ヲ審査スヘシ

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

第二百五十二條 請願委員ハ請願提出ノ順序ニ依リ之ヲ審査スヘシ

第二百五十六條 議員簡單ナル説明書ヲ以テノ請願ニ對シ至急ノ審査ヲ議院ニ請求スルトキハ議長ハ討論ヲ用キスシテ議院ノ決ヲ採リ時日ヲ限り請願委員ニ付託スヘシ

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

第二百五十三條 議員簡短ナル説明書ヲ以テノ請願ニ對シ至急ノ審査ヲ議院ニ請求スルトキハ議長ハ討論ヲ用キスシテ議院ノ決ヲ取り時日ヲ限り請願委員ニ付託スヘシ

第二百五十七條 請願文書表ニハ請願ノ趣旨呈出ノ年月日請願者ノ住所職業氏名紹介議員ノ氏名ヲ記スヘシ

請願者數名アルトキハ請願者某外幾名ト記スヘシ

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

第二百五十四條 請願文書表ニハ請願ノ趣旨提出ノ年月日請願者ノ住所身分職業氏名紹介議員ノ氏名ヲ記スヘシ
請願者數名アルトキハ請願者某及外幾名ト記スヘシ

第二百五十八條 請願文書表ハ議長之ヲ印刷セシメテ毎週一回議員ニ配付スヘシ

請願書ハ議院ノ決議ニ依ルニ非サレハ印刷配付セス

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

第二百五十五條 請願文書表ハ議長之ヲ印刷セシメテ毎週一回議員ニ配付スヘシ

請願書ハ議院ノ決議ニ依ルニアラサレハ印刷配付セス

第二百五十九條 請願委員ハ審査ノ結果ニ從ヒ左ノ區別ヲ爲スヘシ

一 議院ノ會議ニ付スヘイトスルモノ

二 議院ノ會議ニ付スルヲ要セストスルモノ

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

第二百五十六條 請願委員ハ審査ノ結果ニ從ヒ左ノ區別ヲ爲シ其ノ大要ヲ記シ議院ニ報告スヘシ

一 議院ノ會議ニ付スヘイトスルモノ

二 議院ノ會議ニ付スルヲ要セストスルモノ

第一百六十條 請願委員ハ議院ノ會議ニ付スヘイトスルノ請願ニ付テハ意見書案ヲ附シタル特別ノ報告ヲ爲スヘシ

前項ノ請願中法律ノ制定ニ關スル請願ハ法律案ヲ具シテ報告スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ請願委員長ヲ以テ提出者トス

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

第二百五十七條 請願委員ハ議院ノ會議ニ付スヘイトスルノ請願ニ付テハ特別ノ報告ヲ爲スヘシ

第一百六十一條 請願委員ハ議院ノ會議ニ付スルヲ要セストスルノ報告ニ付テハ其ノ大要ヲ附シタル特種ノ報告ヲ爲スヘシ

前項ノ報告ニ係ル請願ニ對シ一週間内ニ議員ヨリ會議ニ付スルノ要求ヲ爲ス者ナキトキハ委員

會ノ決議ヲ以テ確定トス

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

第百五十八條 請願委員ニ於テ議院ノ會議ニ付スルヲ要セストスルノ報告ニ對シ一週間内ニ議員ヨリ會議ニ付スルノ要求ヲ爲ス者ナキトキハ委員ノ決議ヲ以テ確定トス

第百五十九條 請願書ハ會議ニ付スルモ之ヲ朗讀セス但シ議員朗讀ヲ要求スル者アルトキハ議長ハ討論ヲ用キスシテ議院ノ決ヲ採ルヘシ

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

第百五十九條 請願書ハ會議ニ付スルモ之ヲ朗讀セス但シ議員朗讀ヲ要求スル者アルトキハ議院ハ討論ヲ用キスシテ之ヲ決スヘシ

第十二章 請暇及辭職

第一節 請暇

第百六十三條 議員事故ノ爲ニ數日間議院ニ出席スルコト能ハサルトキハ其ノ理由ヲ具ヘ日數ヲ定メテ豫メ請暇書ヲ差出シ許可ヲ受クヘシ公務又ハ疾病若ハ一時已ムヲ得サル事故アリテ議院ニ出席スルコトヲ得サルトキハ其ノ理由ヲ具ヘ闕席届書ヲ差出スヘシ

第百六十四條 請暇ノ許可ヲ得議院所在ノ地ヲ離ルル者ハ其ノ出發及歸著ノ時ニ於テ議長ニ届出ヘシ

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

第百六十一條 請暇ノ許可ヲ得議院所在ノ地ヲ離ルル者ハ其ノ出發及歸著ノ時ニ於テ議長ニ届出ヘシ

第百六十五條 議員請暇ノ許可ヲ得タル日限ニ至リ事故ニ由リ仍議院ニ出席スルコトヲ得サルトキハ其ノ理由ヲ具ヘ日數ヲ定メテ更ニ請暇書ヲ差出シ許可ヲ受クヘシ但シ臨時事變ノ爲ニ此ノ手續ヲ爲ス能ハサルトキハ後日其ノ理由ヲ申告シ承認ヲ受クヘシ

第百六十六條 請暇ノ許可ヲ得タル議員其ノ請暇ノ期限内ニ議院ニ出席スルトキハ請暇許可ノ效ヲ失フ

第二節 辭職

第百六十七條 議員辭職セムトスルトキハ辭表ヲ議長ニ差出スヘシ

第百六十八條 議長ハ辭表ヲ朗讀セシメ討論ヲ用キスシテ其ノ許否ヲ議決セシムヘシ若シ閉會中ナルトキハ議長之ヲ處分スルコトヲ得

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

第百六十五條 議長ハ辭表ヲ朗讀セシメ討論ヲ用キスシテ其ノ許否ヲ議決セシムヘシ其ノ閉會中ニ於テハ議長之ヲ處分シ次會期ノ始ニ於テ議院ニ報告スルコトヲ得

第百六十九條 辭表中不敬又ハ無禮ノ文辭アリト認ムルトキハ議長ハ朗讀ヲ禁止シテ其ノ要領ヲ議院ニ報告スルコトヲ得

第百七十條 前條ノ場合ニ於テハ議長ハ其ノ辭表ヲ懲罰委員ニ付シテ審査セシムルコトヲ得

第十三章 警察及秩序

第一節 警察

第百七十一條 議長ハ守衛及警察官吏ヲ指揮シテ議院内部ノ警察權ヲ施行ス

第百七十二條 守衛ハ議事堂内警察官吏ハ議事堂外ノ警察ヲ爲ス但シ議長ノ特ニ命シタル場合ニ於テハ警察官吏議事堂内ノ警察ヲ行フコトアルヘシ

第百七十三條 議院内部ノ防火點燈導水煖爐及衛生ニ關スル事項ハ守衛之ヲ監督ス

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

第百七十條 院内ノ防火點燈導水煖爐及室内掃除ノ事ハ守衛之ヲ監督ス

第百七十四條 議院内部ニ於テ禁錮以上ノ刑ニ該ル罪ノ現行犯人アルトキハ守衛又ハ警察官吏ハ

之ヲ逮捕シテ議長ノ命令ヲ請フヘシ但シ議場ニ於テハ議長ノ命令ヲ待タスシテ逮捕スルコトヲ得ス

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

第七十一條 議院内部ニ於テ重罪輕罪ノ現行犯人アルトキハ守衛又ハ警察官吏ハ之ヲ逮捕シテ議長ノ命令ヲ請フヘシ但シ議場ニ於テハ議長ノ命令ヲ待タスシテ逮捕スルコトヲ得ス

第二節 議場内ノ秩序

第七十五條 議場ニ入ルモノハ羽織袴「フロックコート」「モーニングコート」ノ外總テ略服ヲ著シ又ハ異様ノ服装ヲ爲スヘカラス但シ無地又ハ之ニ準スヘキ折襟脊廣服ノ着用ヲ妨ケス

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

七十二條 議場ニ入ルモノハ羽織袴「フロックコート」又ハ「モーニングコート」ノ外總テ略服ヲ著シ又ハ異様ノ服装ヲ爲スヘカラス但シ無地又ハ之ニ準スヘキ折襟脊廣服ノ着用ヲ妨ケス

(改正第 43 回帝国議會大正 9 年 7 月 28 日議決)

七十二條 議場ニ入ルモノハ羽織袴「フロックコート」又ハ「モーニングコート」ノ外總テ略服ヲ著シ又ハ異様ノ服装ヲ爲スヘカラス

第七十六條 議場ニ入ルモノハ帽子外套傘杖ノ類ヲ着用携帯スヘカラス

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

七十三條 議場ニ入ルモノハ外套傘杖ノ類ヲ携帯スヘカラス帽子ヲ著スヘカラス

第七十七條 議場内ニ於テ喫煙スヘカラス

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

七十四條 議場内ニ於テ吸烟スヘカラス

第七十八條 議事中ハ参考ノ爲ニスルモノヲ除クノ外新聞紙及書籍等ヲ閱讀スルコトヲ得ス

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

七十五條 議事中ハ参考ノ爲ニスルモノヲ除クノ外新聞紙及書籍ヲ閱讀スルコトヲ得ス

七十九條 何人モ議事中贊聲否聲ヲ發シ又ハ喧噪シテ他人ノ演說及朗讀ヲ妨クルコトヲ得ス

八十條 何人モ議長ノ許可ナクシテ演壇ニ登ルコトヲ得ス

(追加第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

八十一條 議長號鈴ヲ鳴ラストキハ何人モ總テ沈黙スヘシ

八十二條 散會ニ際シ議員ハ議長退席ノ後ニ非サレハ退席スルコトヲ得ス

(第八十一條と第八十二條の前後入替第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

八十三條 凡ソ秩序ノ問題ハ議長之ヲ決ス但シ議長ハ議院ニ諮ヒ之ヲ決スルコトヲ得

第十四章 傍聽

八十四條 傍聽席ヲ分テ皇族席外國交際官席貴族院議員席官吏席公衆席及新聞記者席トス

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

八十條 傍聽席ヲ分テ皇族席、外國交際官席、貴族院議員席、公衆席及新聞記者席トス

八十五條 外國交際官ノ傍聽ヲ求ムル者アルトキハ外務省ノ照會ニ依リ書記官長ハ議長ノ指揮ヲ受ケ其ノ員數ヲ限り傍聽券ヲ該省ニ送付スヘシ

八十六條 官吏ノ傍聽ヲ求ムル者アルトキハ所屬官廳ノ照會ニ依リ書記官長ハ議長ノ指揮ヲ受ケ其ノ員數ヲ限り傍聽券ヲ其ノ官廳ニ送付スヘシ

八十七條 公衆ノ傍聽ヲ求ムル者ハ議員ノ紹介ニ依ルヘシ

書記官長ハ議長ノ指揮ヲ受ケ豫メ公衆傍聽券ノ員數ヲ定メ之ヲ各議員ニ配付ス

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

八十三條 公衆ノ傍聽ヲ求ムル者ハ議員ノ紹介ニ依ルヘシ

書記官長ハ議長ノ指揮ヲ受ケ豫メ公衆傍聴券ノ員數ヲ定メ之ヲ部長ニ送付シ部長ハ之ヲ部員ニ配付ス

第百八十八條 新聞社及通信社ノ爲ニ一會期ニ通スル傍聴章ヲ交付ス

前項傍聴章ノ員數ハ每會期ノ始ニ於テ書記官長ハ議長ノ指揮ヲ受ケ之ヲ定ム

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

第百八十四條 在東京日刊新聞社ニハ一會期ニ通スル傍聴券二十五枚在地方日刊新聞社ニハ十枚ヲ交付シ各社ノ協議ヲ以テ之ヲ分配セシムヘシ

第百八十九條 議事開始ノ後一時間ヲ經過シ仍傍聴席ニ空位アリテ議員ノ紹介アルトキハ書記官長ハ議長ノ指揮ヲ受ケ傍聴券ヲ交付スルコトヲ得

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

第百八十五條 議事開始ノ後一時間ヲ經過シ仍傍聴席空位アリテ議員ノ紹介アルトキハ書記官長ハ議長ノ指揮ヲ受ケ傍聴券ヲ交付スルコトヲ得

第百九十條 議員傍聴人ヲ紹介スルトキハ傍聴人紹介人トモ其氏名ヲ各傍聴券ニ記入スヘシ

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

第百八十六條 議員傍聴人ヲ紹介スルトキハ傍聴人紹介人トモ其氏名ヲ傍聴券ニ記入スヘシ

第百九十一條 議長必要ト認ムルトキハ守衛又ハ警察官吏ヲシテ傍聴人ノ身體搜查ヲ爲サシムルコトヲ得

(追加第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

第百九十二條 戎器兇器ヲ携帯シタル者酩酊シタル者十二歳未満ノ者其ノ他議長ニ於テ取締上必要アリト認ムル者ハ傍聴券ヲ有スト雖傍聴席ニ入ルコトヲ許サス

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

第百八十九條 戎器兇器ヲ携帯シタル者及酩酊シタル者ハ傍聴席ニ入ルコトヲ許サス

第百九十三條 議長ニ於テ取締上必要アリト認ムルトキハ傍聴人ノ員數ヲ制限スルコトヲ得

(追加第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

第百九十四條 傍聴人ハ傍聴券又ハ傍聴章ヲ守衛ニ示シ其ノ指示スル所ノ席ニ著クヘシ

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

第百八十七條 傍聴人ハ傍聴券ヲ守衛ニ示シ其ノ指示スル所ノ席ニ著クヘシ

第百九十五條 凡ソ傍聴席ニ在ル者ハ左ノ事項ヲ遵守スヘシ

- 一 羽織若ハ袴又ハ洋服ヲ著スヘシ
- 二 帽子又ハ外套ヲ著スヘカラス
- 三 傘杖鞆包物ノ類ヲ携帯スヘカラス
- 四 飲食又ハ喫煙スヘカラス
- 五 議員ノ言論ニ對シ可否ヲ表スヘカラス
- 六 喧擾ニ涉リ議事ヲ妨害スヘカラス

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

第百八十八條 凡ソ傍聴席ニ在ル者ハ左ノ事項ヲ遵守スヘシ

- 一 羽織若ハ袴又ハ洋服ヲ著スヘシ
- 二 帽子又ハ外套ヲ著スヘカラス
- 三 傘杖ノ類ヲ携帯スヘカラス
- 四 飲食又ハ吸烟スヘカラス
- 五 議員ノ言論ニ對シ可否ヲ表スヘカラス
- 六 喧擾ニ涉リ議事ヲ妨害スヘカラス

第百九十六條 何等ノ事由アルモ傍聴人ハ議場ニ入ルコトヲ得ス

第九十七條 秘密會議ヲ開クノ決議アリタルトキ又ハ傍聽席騷擾ナルニ由リ總テノ傍聽人ヲ退場セシムルトキハ議長ハ守衛ヲシテ其ノ命令ヲ執行セシムヘシ

第十五章 懲罰

第九十八條 會議ニ於テ懲罰事犯アルトキハ議長ハ會議ヲ中止シ又ハ事犯者ヲ退場セシムルコトヲ得

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

第九十二條 會議ニ於テ懲罰事犯アルトキハ議長ハ會議ヲ中止シ又ハ犯人ヲ退場セシムルコトヲ得

第九十九條 委員會ニ於テ懲罰事犯アルトキハ委員長ハ委員會ヲ中止スルコトヲ得

第二百條 部ニ於テ懲罰事犯アルトキハ部長ノ處分ハ委員長ノ例ニ同シ

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

第九十四條 部ニ於テ懲罰事犯アルトキ部長ノ處分ハ委員長ノ例ニ同シ

第二百一條 會議委員會部ノ外議院内部ニ於テ懲罰事犯アルトキハ議長ハ之ヲ懲罰委員ニ付スヘシ

(追加第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

第二百二條 議長委員長又ハ部長ニ於テ懲罰事犯ト認メサル事件ニ付テモ議員ハ議院法第九十八條ニ依リ懲罰ノ動議ヲ議院ニ提出スルノ權ヲ失ハス

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

第九十五條 委員長又ハ部長ニ於テ懲罰事犯ト認メサル事件ニ付テモ委員又ハ部員ハ議院法第九十八條ニ依リ懲罰ノ動議ヲ議院ニ提出スルノ權ヲ失ハス

第二百三條 懲罰ノ動議ヲ提出セラレタルトキハ直ニ之ヲ會議ニ付スヘシ散會後提出セラレタルトキハ最近ノ會議ニ於テ之ヲ議題ト爲スヘシ

(追加第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

第二百四條 議院法第九十八條第一項ノ場合ニ於テハ議長ハ討論ヲ用キスシテ議院ノ決ヲ取り之ヲ懲罰委員ニ付スヘシ

第二百五條 議長ノ制止又ハ取消ノ命ニ從ハサル者ハ議長ハ議院法第八十七條ニ依リ之ヲ處スルノ外仍懲罰事犯トシテ懲罰委員ニ付スルコトヲ得

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

第二百條 議長ノ制止又ハ取消ノ命ニ從ハサル者ハ議長議院法第八十七條ニ依リ之ヲ處スルノ外仍懲罰事犯トシテ懲罰委員ニ付スルコトヲ得

第二百六條 懲罰事犯ノ議事ハ秘密會議ヲ以テス

第二百七條 議員ハ自己ノ懲罰事犯ノ會議ニ列席スルコトヲ得ス但シ議長ノ許可ヲ經テ自ラ辯明シ又ハ他ノ議員ヲシテ代リテ辯明セシムルコトヲ得

第二百八條 懲罰委員ハ議長ヲ經由シテ本人及關係議員ヲ召喚訊問スルコトヲ得

第二百九條 公開議場ニ於テ謝辭ヲ表セシメムトスルトキハ懲罰委員ハ謝辭ノ要領ヲ起草シ其ノ報告ト共ニ之ヲ議長ニ提出スヘシ

第二百二條 議院ノ命令ニ抵抗シ又ハ議長ヲ侮辱シタル者及同會期中譴責セラル、コト三回ニ至リ更ニ譴責ニ當ルヘキ事犯アル者ハ出席ヲ停止スルコトヲ得

(削除第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

第二百十條 出席停止ハ三十日ヲ超ユルコトヲ得ス

數箇ノ懲罰事犯併發シタル場合ニ於テモ出席停止ハ前項ノ期間ヲ超ユルコトヲ得ス

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

第二百三條 出席停止ハ二週間ヲ超ユルコトヲ得ス

第二百一十一條 出席ヲ停止セラレタル者委員ナルトキハ其ノ任ハ解ケタルモノトス

第二百一十二條 出席ヲ停止セラレタル者其ノ停止期間内ニ議場ニ入ルトキハ議長ハ直ニ退去ヲ命シ其ノ命ニ從ハサルトキハ必要ノ處分ヲ爲シ更ニ懲罰委員ニ付スヘシ

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

第二百五條 出席ヲ停止セラレタル者其ノ停止期限内ニ議場ニ入ルトキハ議長ハ直ニ退去ヲ命シ其ノ命ニ從ハサルトキハ必要ノ處分ヲ爲シ更ニ懲罰委員ニ付スヘシ

第二百一十三條 凡ソ議院ノ騷擾ヲ醸シ又ハ議院ノ體面ヲ汚スヘキ所行ニシテ其ノ情重キ者ハ出席ヲ停止シ又ハ除名スルコトヲ得

第二百一十四條 議院懲罰ヲ議決シタルトキハ議長ハ公開議場ニ於テ之ヲ宣告ス

第二百一十五條 議長ハ懲罰事犯ト認ムル所ノ言論ノ一部又ハ全部ヲ公布スルコトヲ禁スルコトヲ得

議院ニ於テ懲罰事犯ナシト議決シタルトキハ議長ノ命令ハ自ラ消滅ス

第十六章 貴族院ニ對スル關係

第二百一十六條 議案ヲ貴族院ニ移ストキハ議長ハ書記官長ヲシテ之ヲ貴族院議長ニ傳達セシム

第二百一十七條 貴族院ヨリ議案ヲ受取りタルトキハ議長ハ之ヲ議院ニ報告スヘシ

第二百一十八條 協議委員ノ選舉ハ第六十四條ノ例ニ依ル

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

第二百一十一條 協議委員ノ選舉ハ第六十三條ノ例ニ依ル

第二百一十九條 議院法第五十五條ニ依リ貴族院ヨリ回付シタル修正案ヲ議シ及協議會ノ報告ヲ議スルニハ三讀會ヲ經ルヲ要セス

第二百二十條 協議會ニ於ケル衆議院ノ委員ハ其ノ報告委員ヲ互選スルコトヲ得

第二百二十一條 協議委員ノ數協議會ノ定數及決議ノ方法竝協議會議長ノ權限ハ議院法第六十一條ニ依リ委員ヲ派シ兩院協議シテ之ヲ定ムヘシ

第十七章 補則

(追加第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

第二百二十二條 議院規則ノ疑義ハ議長之ヲ決ス但シ議長ハ議院ニ諮ヒ之ヲ決スルコトヲ得

(第百十七條から繰下げ第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

附 則

明治三十九年三月二十二日議決法律ノ制定ニ關スル請願取扱規則及明治四十二年十二月二十五日議決投票ニ關スル規則ハ之ヲ廢止ス

(追加第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)